

R6年度

～江東区中小企業者のみなさまへ～

原油価格・物価高騰対策資金

申込受付期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

原油価格・物価高騰の影響により事業経営に支障が生じている区内中小企業者向けに融資を斡旋します。

融資制度の概要

融資限度額	1,000万円
返済期間	6年以内(据置12か月含む)
資金用途	運転資金
貸付金利	1.9%
本人負担信用保証料	なし(区が全額補助)
本人負担利子	1年目 無利子(区が全額補助) 2年目～ 0.3%(区が1.6%補助)

ご利用できる方 (下記(1)～(7)の条件を全て満たしている方)

(1)区内に住所又は主たる事業所がある中小企業者の方

個人:区内に住所又は主たる事業所があること **法人**:区内に本店所在地(登記地)があること

(2)区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること

(3)所得税(法人税)の申告をし、完納していること

(4)申込日時点で納期の到来している特別区民税・都民税(法人都民税)を完納していること

(5)東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

(6)許認可の必要な業種を営んでいる方については、その許認可を受けていること

(7)下記の①または②のいずれかに該当すること

①最近1か月の売上高または売上総利益が、前年同月と比較して減少していること

②最近1か月の売上高または売上総利益が、最近1か月から前年同月までの期間(※)のうち任意の連続する3か月間の売上高または売上総利益の平均と比較して減少していること

※最近1か月が令和6年4月の場合、最近1か月(令和6年4月)～前年同月(令和5年4月)の13か月間

申請方法および必要書類

融資斡旋をご希望の方は、必要書類を揃えたうえで、郵送にてご申請ください。なお、必要書類、その他注意事項等については区のホームページ(下記 URL、QR コード参照)をご確認ください。

江東区 HP : <https://www.city.koto.lg.jp/102010/genyukakakubukkakoutou.html>

【申請・問合せ先】 〒135-8383 江東区東陽4-11-28
江東区 地域振興部経済課 融資相談係
TEL. 03-3647-2331(直通) FAX. 03-3647-8442